

京都市美術館美術品等収集会議開催要綱

(趣旨)

第1条 京都市美術館が所蔵品として収集しようとする美術品、美術工芸品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という）の選定に関して、専門的な見地から意見を求めることを目的として、京都市美術館美術品等収集会議（以下「収集会議」という）を開催する。

(委員)

第2条 収集会議を構成する委員（以下「委員」という）は、美術に関する専門的な学識経験又は美術館の学芸経験を有する者のうちから、京都市美術館長（以下「館長」という。）が指名する。

2 委員の定数は、6名以内とする。

3 委員の任期は、指名した日から指名した日の属する年度の末日までとする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(座長)

第3条 収集会議の座長は、委員の互選により決定する。

2 座長は、収集会議の議事を進行する。

(会議)

第4条 収集会議は、必要の都度、館長が招集する。

2 収集会議は、次の各号に掲げる事項について協議し、意見を述べる。

(1) 美術館において購入しようとする美術品等の選定に関すること。

(2) 美術館において寄贈を受け入れようとする美術品等の選定に関すること。

(3) 美術品等の収集の計画及び方法に関すること。

(4) 所蔵品の保存及び管理に関すること。

3 収集会議は、原則として非公開とする。ただし、館長が会議を公開する旨を決定したときは、この限りではない。

(庶務)

第5条 収集会議に関する庶務は、京都市美術館において行うものとする。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、収集会議について必要な事項は、別に館長が定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成 30 年 12 月 28 日から施行する。

(関係要綱の廃止)

京都市美術館美術品適正購入会議開催要綱は、廃止する。